

計算書類に対する注記（社会福祉法人 虹福祉会）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずるする定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
広島県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金
該当なし

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・広島県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号1様式、第2号1様式、第3号1様式）
- (2) 本部・富士保育園・瀬戸保育所拠点区分における拠点区分計算書類
（第1号4様式、第2号4様式、第3号4様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は複数である為、以下の作成を省略しています。

（第1号2様式、第2号2様式、第3号2様式）

- (3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

サービス区分は有りません

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	53,400,768	26,950,000	0	80,350,768
建物	306,749,278	2,419,200	10,490,670	298,677,808
定期預金	0	0	0	0
合計	360,150,046	29,369,200	10,490,670	379,028,576

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る

国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	80,350,768円
建物（基本財産）	298,677,808円
計	379,028,576円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	15,250,000円
計	15,250,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	414,749,198	116,071,390	298,677,808
建物	0	0	0
構築物	18,039,000	14,297,781	3,741,219
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	36,529,080	35,535,840	993,240
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	2,321,292	315,378	2,005,914
合計	471,638,570	166,220,389	305,418,181

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

2017年4月1日より富士保育園は幼保連携型認定こども園に移行

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
該当なし
- ・賞与引当金
該当なし

当拠点区分に有価証券及びリース資産は有りません。

2. 重要な会計方針の変更

平成27年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。
該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 本部拠点区分における拠点区分計算書類
(第1号4様式、第2号4様式、第3号4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る

国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。
該当なし
担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（富士保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずるする定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
広島県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金
夏期賞与の支給見込額のうち当期に所属する額及び対応社会保険料を計上しています。

当拠点区分に有価証券及びリース資産は有りません。

2. 重要な会計方針の変更

平成27年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・広島県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 富士保育園拠点区分における拠点区分計算書類
(第1号4様式、第2号4様式、第3号4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	53,400,768	0	0	53,400,768
建物	147,543,815	950,400	4,087,506	144,406,709
定期預金	0	0	0	0
合計	200,944,583	950,400	4,087,506	197,807,477

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る

国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	53,400,768円
建物（基本財産）	144,406,709円
計	197,807,477円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	6,250,000円
計	6,250,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	202,903,972	58,497,263	144,406,709
建物	0	0	0
構築物	8,622,150	8,622,144	6
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	29,668,660	29,100,586	568,074
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	1,133,400	236,200	897,200
合計	242,328,182	96,456,193	145,871,989

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

2017年4月1日より富士保育園は幼保連携型認定こども園に移行

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（瀬戸保育所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
広島県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。
- ・賞与引当金
夏期賞与の支給見込額のうち当期に所属する額及び対応社会保険料を計上しています。

当拠点区分に有価証券及びリース資産は有りません。

2. 重要な会計方針の変更

平成27年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）に基づき処理を行っている。

3. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・広島県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 瀬戸保育所拠点区分における拠点区分計算書類
(第1号4様式、第2号4様式、第3号4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	26,950,000	0	26,950,000
建物	159,205,463	1,468,800	6,403,164	154,271,099
定期預金	0	0	0	0
合計	159,205,463	28,418,800	6,403,164	181,221,099

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る

国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	26,950,000円
建物（基本財産）	154,271,099円
計	181,221,099円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	9,000,000円
計	9,000,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	211,845,226	57,574,127	154,271,099
建物	0	0	0
構築物	9,416,850	5,675,637	3,741,213
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	6,860,420	6,435,254	425,166
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	1,187,892	79,178	1,108,714
合計	229,310,388	69,764,196	159,546,192

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし